

ICT の積極的活用について

ICT を活用して家庭で学習や校務を継続するための手段や留意事項等についてまとめましたので連絡します。

事務連絡

令和 2 年 4 月 23 日

各都道府県教育委員会
学校設備整備等担当課長 殿

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
高谷 浩樹

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた 家庭での学習や校務継続のための ICT の積極的活用について

令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡「令和 2 年度補正予算案への対応について」において、令和 2 年度補正予算案の周知をさせていただいたくとともに、令和 2 年 4 月 10 日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」及び令和 2 年 4 月 21 日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」において、家庭での学習やテレワークにおける ICT の活用に関する留意事項について周知をさせていただいたところです。今般の緊急事態宣言を受けた ICT 活用に関して、以下のとおり連絡します。

各都道府県教育委員会におかれましては、本件について速やかに域内市区町村（政令指定都市を含む）教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

記

1. ICT の活用の推奨について

文部科学省としては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等を踏まえると、各自治体及び家庭における ICT 環境整備の状況に配慮しつつ、あらゆる機会に ICT を最大限にご活用いただくことが子供たちの学びの機会の保障に効果的であることから、家庭においても ICT を積極的に活用いただきたいと考えています。

自治体の中には十分整備された ICT 環境をこの機会にフル活用している自治体もありますし、環境が十分でなくても、家庭のパソコン・タブレット等を活用して課題を出したり、ICT を活用して健康観察や学習成果を確認しつつ、電話等でフォローしたりする取組を行っている自治体もあります。このように ICT を活用することで、子供たちの学びの機会を保障することは極めて重要です。

また、ICT は、学校と家庭との連絡をメール等で行うなど、校務でも積極的に利用されるものです。さらに、教職員が端末を持ち帰る、または自宅の端末を利用するなどして、テレワークを行うことも積極的に推奨されます。

これらの取り組みを積極的に行っている学校現場とそうでない現場との格差が広がっていくことは適切ではありません。

文部科学省としては、全国的な長期休業というこれまで類を見ない緊急時であること、各学校や家庭で ICT 環境が様々であることを鑑みると、平常時における学校設置者や各学校の一連の ICT 活用ルールにとらわれることなく、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながらも、まずはその積極的な活用に向け、現場を最もよく知る教員が家庭とともにあらゆる工夫を行えるよう対応いただきたいと考えています。

2. 家庭学習の際の ICT の具体的な手段について

文部科学省としては、令和2年度補正予算案のとおり、「GIGA スクール構想の加速」により子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現できるよう努めてまいりますが、既に新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている学校も相当数生じてきております。各自治体におかれでは、各学校や家庭の環境が様々な中で、それらのリソースを最大限活用して臨時かつ早急に ICT を活用する方法として考えられる以下の主な対応も踏まえつつ、平常時のルールにとらわれることなく自治体や家庭における ICT 環境を最大限に活用するよう現場による臨機応変な対応をお願いします。

①家庭でパソコン・タブレットやスマートフォン等 ICT 機器を所有している場合には、それが児童生徒の家庭学習にも活用されるよう、家庭の理解を得つつ進めること。

その場合には、臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障にパソコン・タブレットやスマートフォン等の ICT 機器が有効であることについて、保護者の十分な理解を得た上で、情報モラルや健康への影響等にも保護者に十分留意していただくこと。その際には、教育委員会や学校において端末の貸出や代替措置を講じるなど、家庭でこれらの ICT 機器を活用できない児童生徒の学びに十分配慮すること。

②家庭に Wi-Fi 環境などがない場合が想定されるため、各学校では家庭の通信環境について至急把握すること。その際、保護者や児童生徒などが使用する家庭のスマートフォンやモバイルルーター等を活用できる場合には、それを通信手段として活用すること。

この場合にも、スマートフォン等が自宅等にいる児童生徒と学校をつなぐ有効な手段であることについて、保護者の十分な理解を得ること。

これに関し、総務省から4月3日付で電気通信事業者関係団体に行われた要請を受け、複数の電気通信事業者において、携帯電話の通信容量制限等について特別な支援措置の実施を公表しているので、各社の支援措置を確認し、必要に応じ活用すること。当該支援措置は、各電気通信事業者において、教育の重要性へのご理解の下で特別に配慮いただいたものであるため、各教育委員会においては、当該支援措置の趣旨について学校を通じ保護者や児童生徒に理解いただくとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取り組みを行うこと。

③学校で既に整備されている端末を持ち帰って活用することが可能な場合には、平常時のルールにとらわれることなく積極的に持ち帰りを推奨して活用すること。

その場合には、アクセス制限など情報セキュリティの確保等に十分配慮すること。また、学校の端末を貸し出す場合は、家庭における当該端末の適正な管理について協力を求めるとともに、各教育委員会において、当該端末の不具合や故障が生じた際の問い合わせに対応できる体制を整えることが望ましいこと。さらに、②による各家庭の通信環境に留意し、家庭に通信環境がない児童生徒の学びにも十分配慮すること。なお、文部科学省としても、今後、端末の持ち帰りに関するガイドラインをお示しする予定であるが、取り急ぎ、（別紙）の持ち帰りのルールのサンプルも参考にすること。

また、家庭での学習が不可能な設定でも、設定変更により可能とできる場合も多

いので、導入（設定）事業者と相談すること。

端末の整備にあたっては、各自治体や家庭における ICT 環境の整備状況等を踏まえ、例えば、卒業までの期間や ICT リテラシーが高くより効果的な活用が期待されることを考慮して、最終学年に対して端末を優先的に整備するなどの対応をすること。

3. 家庭での ICT 活用に当たっての留意点について

（1）児童生徒が家庭で ICT を活用する際の留意点

家庭での ICT 活用について、2. ①のように家庭の端末を利用する場合や 2. ②のようにスマートフォン等を活用する場合は、今回が緊急時であることも踏まえつつ、保護者の下で、情報セキュリティの確保や情報モラル、長時間の利用による健康への影響に留意いただくようお願いします。

また、2. ③のように学校で整備された端末を持ち帰る場合は、不要なソフトウェアをインストールしたり、勝手に設定を変更したりできないようにすることなど、情報セキュリティの確保や適正な利用確保のための対策が必要です。

（2）教員が自宅等で ICT を活用する際の留意点

教員も学校で整備された端末を持ち帰ったり、自宅等の端末を利用したりすることが想定されることから、児童生徒と同様に、情報セキュリティの確保に留意願います。その際、各自治体のセキュリティポリシーを踏まえつつも、1. のとおり、ICT の積極的な活用に向けて柔軟に対応いただくようお願いします。

テレワークなど自宅等での ICT の活用にあたっては、一般に広く普及しているオンラインストレージなどのクラウドサービスや、ソフトウェアのインストールやデータのダウンロードが不要なブラウザ上で使えるサービスを適切かつ積極的に活用することで、機微情報を物理的に持ち運ぶ必要がなくなります。

その際、意図せず第三者に情報が公開されない仕組みになっているかなど、使用するサービスのセキュリティ確保の方法・質を利用者が十分に確認し、管理者（学校長等）もその利用状況を把握できるようにする必要があります。

他の手段がなく、やむを得ず教員が USB メモリ等の記録媒体を用いて成績情報等の機微な情報を持ち帰る場合は、パスワードロックなどが可能な安全性の高いものを利用し、かつ置き忘れ・紛失等による情報の漏洩等が発生しないよう管理の徹底が不可欠です。そのためには、データそのものに暗号化・パスワードの設定を行うなどの対応をするとともに、管理者（学校長等）もその利用状況を把握できるようにすることが必要です。

このほか、児童生徒が家庭の端末を利用している場合に、電子ファイルで提出物を受け取る際は、ウイルスが混入している可能性を想定し、ウイルスチェックをしてからファイルを開くなど、注意して扱うようお願いします。

(3) その他

① アカウント設定及び端末設定

家庭での ICT 活用に当たって、端末や通信環境の確保については 2. ①～③の手段が考えられますが、利用方法によっては、利用する学習用ツールに必要なアカウント設定や、学校の端末を持ち帰って安全に利用するための端末設定の変更を行つていただく必要があります。必要に応じて学習用ツールや端末の提供事業者に相談してください。また、事業者との調整について、今回の緊急時に時間を要するようであれば、児童生徒のアカウント作成を必要としない活用方法などを検討してみてください。

② オンラインコンテンツの活用のための情報セキュリティ

通常は学校等において制限をかけている動画視聴やホームページへのアクセスも、現在が緊急時であること、さらに、これらの媒体により関係機関が多く情報を探していることから、フィルタリングソフトの設定見直しを行うことや、特定の無線アクセスポイントのみ接続許可している設定を外すなど学校の情報機器でもこれらを視聴可能とするよう工夫いただくようお願いします。

また、家庭でパソコンやタブレット、また個人のスマートフォンでもこれらの視聴を阻害しないよう留意いただくとともに、その際には、情報セキュリティを十分意識し、児童生徒が視聴することについて保護者の十分な理解と協力を得るようお願いします。

③ オンライン会議システム等の活用のための情報セキュリティ

家庭での ICT 活用を進めるにあたっては、オンライン会議システムなど一般にテレワークで用いられている各種ツールも積極的に活用して、教員による講義・説明の配信、課題の確認、児童生徒の健康観察や児童生徒同士の交流などを行うことも効果的です。使用の際には、参加者を限定する、最新のバージョンを利用するなど、セキュリティの確保に留意することが重要です。

加えて、文部科学省としては、今回の緊急時の対応を契機に、緊急時対応の終了後も GIGA スクール構想を進める中で、学校や教育委員会、自治体の情報セキュリティを抜本的に見直し、オンライン上のコンテンツに一律に制限をかけて利活用を阻害するのではなく、必要であれば文部科学省が委嘱する「ICT 活用教育アドバイザー」の助言なども活用しながら、必要な制限は何かを十分吟味した適切なセキュリティとしていただきたいと考えています。

文部科学省では、これまで通知等で示していますとおり、臨時休業期間中でも ICT を活用した学習活動ができるよう、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介するポータルサイトの開設・周知、各地域における ICT を活用した取組事例等に関する情報のホームページへの掲載・周知といった取組を行っていますので、積極的に活用してください。

子供の学び応援サイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた ICT 活用にあたっては、情報提供や助言などを引き続き行いたいと考えておりますので、各自治体におかれでは、引き続き、様々な場面での ICT の活用を進めていただきますようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課
(校務、ネットワーク、情報セキュリティに関すること)

TEL : 03-6734-3263

(情報モラル・健康影響に関すること)

TEL : 03-6734-2702

(端末整備に関すること)

TEL : 03-6734-4871

(ネットワーク整備に関すること)

TEL : 03-6734-3802

(上記以外に関すること)

TEL : 03-6734-2090

E-mail : jogai@mext.go.jp

〇〇学校『タブレット活用のルール』について

令和2年〇月〇日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、〇〇学校は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- ・学校と家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- ・使う時間が決まっています。
　低学年…午前〇時から午後〇時まで
　中学年…午前〇時から午後〇時まで
　高学年…午前〇時から午後〇時まで
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・もったまま走ったり、じめんにおいたりしない。
- ・カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしない。
- ・水をかけたり、しきの多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどにはおかない。
- ・ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようとする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしない。

3 学校で使う場合

- ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- ・就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。

5 保管

- 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

7 安全な使用

- インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

8 個人情報等

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

9 カメラでの撮影

- 先生が許可した時以外でカメラは使いません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

10 データの保存

- 学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

11 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

12 不具合や故障

- 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- 家庭でこわれたり、なくしたりした時は下記のところに電話します。

TEL 00-0000-0000

◎対応時間 ○：○○～○○：○○
(土日・祝日除く)

13 使用の制限

- 学校『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。